



助成制度を利用して、備えませんか？

防水板設置工事助成のご案内

近年の気候変動などの影響により、河川や下水道の整備水準を超える豪雨が各地で観測されています。特に都市部では雨水がしみ込みにくく、急激な河川水位の上昇や下水からの浸水のおそれがあります。低地にお住まいの方や、玄関や車庫の出入り口など、水が流入しやすい場所があるお宅では、防水板を設置しておくで安心です。

防水板設置の助成制度とは

大雨・洪水・高潮などによる浸水被害の軽減を図るため、住宅・店舗等に「防水板」の設置およびこれに伴う「関連工事」の一部を助成する制度です。

「防水板」

建物の出入り口等に設置される直立および取り外し可能な金属等の板。

「関連工事」

内外壁の防水工事や土間コンクリート打設工事など、防水効果を高めるために行う工事。



防水板（設置後）

① 助成の対象となる方

品川区内で防水板設置等工事を行う住宅、店舗、事務所等の所有者または使用者です。

区内標高5メートル以下に立地している建築物は全て助成の対象です。

建物の標高は品川区ホームページの区内標高検索システムで確認することができます。

(<https://www.sonicweb-asp.jp/shinagawa/>)⇒「区内標高図」

○：助成対象、× 助成対象外

種 別	平成 15 年 2 月 25 日以降に建築確認	
	標高 5m より高い	標高 5m 以下
現況地盤面より掘り下げていない建築物	○	○
中高層建築等開発環境指導要綱対象	×	○
現況地盤面より掘り下げた建築物、半地下駐車場	×	○

② 助成の内容

申請者の内訳		限度額	助成割合
個人	品川区内に住民登録している個人	100 万円	工事費用の 3 / 4
	その他の個人	50 万円	
法人	申請日より1年以上前から品川区内に登記をしている法人	100 万円	工事費用の 1 / 2
	その他の法人	50 万円	

助成金の例 ※品川区内に住民登録している個人の場合

工事費用 120 万円の場合

120万円の 3/4 は 90万円となり、限度額を超えていないので、**90万円** が助成されます。



工事費用 160 万円の場合

160万円の 3/4 は 120万円となり、限度額である **100万円** が助成されます。

手続きの手順と必要書類

1

事前相談

まずは事前に問い合わせ先に示した電話番号、または係までご相談ください。

※申請前に工事の着工、または完成している場合は助成対象外です。



2

助成金交付申請

以下の書類をご準備ください。

(対象者によって必要になる書類が異なりますのでご注意ください)

対象者 (申請形式)	所有者		借用者	
	個人	法人	個人	法人
すべての方に提出頂く書類	<ul style="list-style-type: none"> ●助成金交付申請書 ●工事見積書 ●設計図（構造図、設置個所の配置平面図） ●工事箇所案内図（住宅地図のコピー等も可） 			
住所の確認	住民票（写し可）	法人登記簿謄本（写し可）	住民票（写し可）	
建物の確認 又は 賃貸借関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ●建物の登記簿謄本（写し可） ●土地の登記簿謄本（写し可） ●建築確認通知書（写し）※新築のみ 		<ul style="list-style-type: none"> ●賃貸借契約書（写し） ●建物所有者の承諾書 	
		●会社の登記簿謄本（写し可）		

3 工事着工～完了

提出書類

- 工事写真（着工前および工事完了後の写真）
- 工事完了届



4 請求

必要書類

- 請求書
- 工事の領収書
- 口座振替依頼書

助成金

5 受領



区役所



審査・交付決定

区役所



現場確認・審査

区役所



交付手続き

請求手続終了後
指定口座振込み

【ご注意】

- 印鑑は同一のものをお使いください。（口座振替依頼書も通帳の印鑑ではなく、申請時に使用したもの）
- 工事方法等で上記に記載のない書類を求める場合があります。

お問い合わせ



03-5742-6794

FAX: 03-5742-6887

品川区防災まちづくり部 河川下水道課 水辺の係
〒140-8715 品川区広町 2-1-36 第二庁舎 5F